

令和7年3月6日

### 米子駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

### 3 件名リスト

番号	件名	納入（履行） 場所	納期（履行期 限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
112	米子駐屯地消火器耐 圧性能点検	陸上自衛隊 米子駐屯地	7.3.31	7.3.6	7.3.13	7.3.13 10時00分	なし	総品目総額

### 4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

### 5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳 2603 契約機関名（担当）：陸上自衛隊米子駐屯地 第356会計隊契約班（福田）

電話番号：0859-29-2161（内線584） F A X：0859-29-2164 メール：ma356fin - ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する事項：担当 大谷（内線319）





# 米子駐屯地消火器耐圧性能点検

業務隊長	管理科長	営繕班長	管財	合議	担当
件名	米子駐屯地消火器耐圧性能点検				
種別	表紙			縮尺	ページ
陸上自衛隊米子駐屯地業務隊管理科営繕班				図示	1 / 3

# 仕 様 書

- 1 件 名  
米子駐屯地消火器耐圧性能点検
- 2 場 所 地  
鳥取県米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地
- 3 期 間  
契約締結日 ～ 令和7年3月31日(月)
- 4 概 要  
陸上自衛隊米子駐屯地で管理する、消火器の耐圧性能点検を行う。
- 5 一般事項
  - (1) 本作業の仕様は本設計図書のほか、消防法、国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書」及び関係法令等に基づき作業を実施するものとする。
  - (2) 本作業において疑義が生じた場合は、監督官との協議の上、その指示に従うものとする。
  - (3) 作業の実施については、監督官の承諾を受けた工程表に基づき、実施するものとする。
  - (4) 作業に必要な工具、計測器具等の機材及び消耗部品、雑材料、油脂類等については、請負業者の負担とするほか、安全管理及び危険防止に必要な資材等についても請負業者の負担にて用意すること。
  - (5) 作業に関連のない区域及び室への立入りは禁止する。
  - (6) 作業を実施する際は、安全管理に十分注意して行うこと。なお万一、職員及び部外者等に危害を与えた場合は、官側担当者へ速やかに連絡すると共に、請負業者の責任において補償を行うこと。
  - (7) 作業を実施する者は、業務に関して十分な経験を有した者が実施するものとする。なお、法令等の規定により、有資格者による実施が義務付けられている場合は、当該資格保有者が行うものとする。
  - (8) 作業写真は、着手前・作業中・完了後及び作業中の隠蔽となる箇所、作業状況その他監督官の指示する場所を撮影するものとする。役務完了後にA4縦型カラー印刷した写真帳(様式不問)をクリップ留めで整理し速やかに提出すること。
  - (9) 作業中に未使用材料・施工済部分・在来部分に対して、汚染又は損傷させた場合は、監督官と協議の上、請負業者の責任において処置するものとする。
  - (10) 作業に必要な電気・水などは請負者側が負担すること。
  - (11) 本仕様書に規定の無い事項で、技術上当然すべき事項については、請負業者の責任において実施するものとする。
  - (12) 本作業の提出書類は、監督官が指示するものとする。

## 6 特記事項

(1) 耐圧性能点検対象は表1による。

表1－耐圧性能点検対象消火器

場所	粉末ABC
	3Kg
米子駐屯地	14

(2) 点検要領は表2によるものとし、「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日消防予第172号)に基づき実施するものとする。

表2－点検要領

蓄圧式の消火器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指示圧力計の指針を確認する。</li> <li>2 排圧栓のあるものはこれを開き、ないものは容器をさかさにしてレバーを徐々に握り、容器内圧を完全に排出する。</li> <li>3 指示圧力計の指針が「0」になったのを確認してから、キャップを外す。</li> <li>4 消火薬剤を別の容器に移す。</li> <li>5 エアブロー当にて本体容器の内外を清掃し、本体容器内面及び外面に腐食又は防錆材料の脱落等がないかを確認する。</li> <li>6 ホースを取り外す。</li> <li>7 本体容器内を水道水で満水にし、レバーを握ったままの状態、キャップを締める。</li> <li>8 ホース接続部に耐圧試験用接続金具を加圧中に外れることのないよう確実に接続する。</li> <li>9 保護枠等を消火器にかぶせ、耐圧試験機を接続する。</li> </ol>
---------	--

件 名	米子駐屯地消火器耐圧性能点検		
種 別	仕 様 書	縮 尺	ページ
	陸上自衛隊米子駐屯地業務隊管理科営繕班	図 示	2 / 3

蓄圧式の消火器	<p>10 耐圧試験機を作動させ、各締め付け部及び接続部からの漏れがないことを確認しながら所定の水圧まで、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に昇圧する。</p> <p>11 所定の水圧を5分間かけて、変形、損傷、又は漏れのないことを確認する。</p> <p>12 耐圧試験機の排圧栓から水圧を排除し、圧力計の指針が「0」になったのを確認してから本体容器内の水を排水する。</p> <p>13 本体容器内の水分をウェス又はエアブロー等で除去する。乾燥炉等で十分に乾燥させ、本体容器内、サイホン管内、ガス導入管及びキャップ部分等に水分がないことを十分に確認すること。</p> <p>14 本体容器等に水分がないことを確認した後、部品等の組付け、消火薬剤の充填等を行う。充填する消火薬剤は既設薬剤を再利用するものとする。</p>
加圧式の消火器（化学泡消火器以外）	<p>圧力値（「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第27号）第12条第1項第1号に規定する試験に用いた圧力値。以下「所定の水圧」という。）まで、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に昇圧する。</p> <p>11 所定の水圧を5分間かけて、変形、損傷又は漏れのないことを確認する。</p> <p>12 耐圧試験機の排圧栓から水圧を排除し、圧力計の指針が「0」になったのを確認してから本体容器内の水を排水する。</p> <p>13 本体容器等の水分をウェス又はエアブロー等で除去する。乾燥炉等で十分に乾燥させ、本体容器内、サイホン管内、ガス導入管及びキャップ部分等に水分がないことを十分に確認すること。</p> <p>14 本体容器等に水分がないことを確認した後、部品等の組付け、消火薬剤の充填等を行う。充填する消火薬剤は既設薬剤を再利用するものとする。</p>

- (3) 点検により不具合事項を発見した場合は、その必要に応じ速やかに写真及び図示したものを監督官に報告し、その原因を追究の上改善に対する技術資料を添えた報告書を提出すること。また、緊急で修理等が必要な場合は、官側と協議し別途契約とする。
- (4) 点検完了後は、耐圧性能で合格した消火器に耐圧性能点検済証（補助ラベル）貼り付けるものとする。
- (5) 提出書類については担当官が指示するものとする。
- (6) 本検査は、作業実施完了後、検査官による書類の検査を受け、合格をもって完了とする。また、手直し等が発生した場合は、手直し完了後、再検査を実施する。

件名	米子駐屯地消火器耐圧性能点検		
種別	仕様書	縮尺	ページ
陸上自衛隊米子駐屯地業務隊管理科営繕班		図示	3 / 3